

「みんなの文化と図書館」とその歴史的過程

— フランスの公読書をめぐる共和制と宗教との葛藤 —

L'histoire cachée de la lecture publique en France
: la "Culture et Bibliothèques pour Tous" à l'épreuve de la laïcité

薬師院 はるみ

Harumi YAKUSHIIN

1 はじめに

1.1 本稿の射程

本稿は、フランスの私立図書館である「みんなの文化と図書館」(Culture et Bibliothèques pour Tous)について、その起源及び現在に至るまでの経緯を追跡する試みである。フランスでは、公立図書館の他にもアソシアション等による私立の図書館が数多く存在し、一般住民に公読書を提供する機関として大きな役割を果たしてきた。アソシアションとは、公益性があると法的¹⁾に認定された民間団体であり、しばしば、NPOや非営利団体等と訳されているものである。中でも「みんなの文化と図書館」は、アソシアションによる図書館の代表的存在としてみなされている²⁾。しかしながら、この図書館に関しては、先行研究がほとんど存在しないのである。

1992年出版の『フランスの図書館史IV：20世紀の図書館1914-1990年』の中で、アソシアション等による図書館の項目を担当したアリックス (Yves Alix) らが指摘したように、アソシアション等による図書館に関しては、フランスの図書館界でも十分な研究がなされてこなかった。その理由として、アリックス

らは、そもそも、アソシアションを研究する上で利用できる確かな文献的記録や数値が不足していることを挙げている³⁾。

ただし、「みんなの文化と図書館」には、その他のアソシアションによる図書館とは異なる特徴が存在する。というのも、この図書館は、元々は小教区の図書館等、19世紀に設立されたカトリックの図書館が統合される形で誕生したものなのである。たしかに、1971年にアソシアションが創設された時点で、宗教団体や宗教活動とは完全に切り離されている。それでも、それまでカトリック活動の一環として運営されていたという歴史的事実は、公教育における脱宗教化を徹底してきたフランスにおいて、「みんなの文化と図書館」が、公読書の文脈から研究されてこなかった一因となっているのではないかと推察される。

そこで、本稿では、「みんなの文化と図書館」について、まずはその現況を概観し、その上で、この図書館が創設されるにいたった背景や、宗教と切り離された歴史的過程について、フランスにおける社会的、政治的、そして文化的状況をも視野に入れながら追跡する。ただし、その前に次節では、「みんなの文化と図書館」に関する専攻研究について、

その概況を述べておく。

1.2 「みんなの文化と図書館」に関する先行研究

おそらく、フランスにおいても、図書館学関係の文献の中では、上述したアリックスらによる記述が、「みんなの文化と図書館」の歴史を多少なりともまとめた形で取り上げている唯一のものであろうと思われる。ただし、それは、例えば、「みんなの文化と図書館」の創設年にさえ誤りがみられる等、必ずしも厳密ないし正確なものであるとは言い難い。またそこには、「みんなの文化と図書館」が創設されるにいたった背景や、宗教と切り離された事情等についても記されていないのである⁴⁾。

その他の図書館学関係の文献においても、「みんなの文化と図書館」に関しては、例えば宗教関係の図書館や民間団体による図書館について論じる際に、ごく断片的に触れられているのみであった。例えば、上述『フランスの図書館史IV』におけるカトリックの図書館についての項目の中にも、僅かに一段落分の分量ではあるものの、「みんなの文化と図書館」に関する記述が存在する。ただし、その記述においても年代に関する誤りを見つける事ができる⁵⁾。

そして、「みんなの文化と図書館全国連合」(Union Nationale Culture et Bibliothèques pour Tous)の公式ウェブサイトにも、この図書館に関する歴史については、ほとんど記されていない。それどころか、このサイトにおいて、「みんなの文化と図書館」が、元々は、カトリック関係の図書館であったことを窺わせる記述は一切みつけることができなかった⁶⁾。

一方、日本の図書館界では、雑誌『図書館界』や、日仏図書館学会による『フランスの

公共図書館』の第I部「フランスの公読書」⁷⁾の中で、この図書館のことがごく簡単に言及されているのをみつける事ができた。ただし、それらはいずれも、フランス文献の翻訳である。例えば、1979年11月号の『図書館界』には、リヒテル (Noë Richter) が『フランス図書館報 (*Bulletin des Bibliothèques de France*)』に発表した論考「フランスにおけるlecture publiqueの歴史」の翻訳が掲載されているのだが、その最終章「むすび」において、この図書館のことがごく簡単に言及されている。すなわち、フランスにおいて、「有償か無償の篤志の行為」が「業務を支えている」図書館の一例として、「みんなの図書館」(Bibliothèques pour Tous)という名が挙げられていた⁸⁾。なお、後述するように、「みんなの図書館」は、「みんなの文化と図書館」の前身となったものである。

2 「みんなの文化と図書館」の現況

「みんなの文化と図書館」は、そのほとんどが街の中小書店を彷彿させる小規模なものである。換言すれば、その館数のみを公立図書館等と単純に比較してみても、その事自体に大きな意味があるというわけでもない。しかしながら、「みんなの文化と図書館」を紹介する目的も兼ね、まずはこの図書館の現況を確認する。具体的には、その組織や館数、年間貸出冊数等を示し、参考のために、フランスの公立図書館についても、その館数や年間貸出冊数等を示しておく。

次いで、「みんなの文化と図書館」を、第3ネットワーク (tiers réseau) の図書館という観点から考察し、その上で、同図書館に対する批判も参考にしながら、その特徴を概観する。フランスでは、一般住民に広く開放された図書館として、市町村立図書館 (bibliothèque municipale) や県立貸出図書

館 (bibliothèque départementale de prêt) に代表される公立図書館の他にも、アソシオンや企業等による多くの私立図書館が存在し、公読書に関する全域サービスを実現する上で、無視できない役割を果たしてきた。後述するように、それらはいずれも、第3ネットワークの図書館と呼ばれている。そして、「みんなの文化と図書館」は、第3ネットワークの図書館の代表的存在としてみなされてきたのである。

2.1 「みんなの文化と図書館」とフランスの公立図書館

「みんなの文化と図書館全国連合」の公式ウェブサイトによれば、現在、フランス本国には、この連合に所属する図書館や映像図書館 (vidéothèque)、音響図書館 (sonothèque)、そしておもちゃ図書館 (ludothèque) が、約1000ヶ所に置かれている⁹⁾。これらの図書館は、それ自身として法的な存在ではないものの、法人格を有する当該県の県域協会 (association départementale) に所属しており、その上で、各県域協会がパリに本部を置く上記全国連合に加盟している。

「みんなの文化と図書館全国連合」の県域協会は、フランス本国に85存在するとのことであるが、海外圏を除くフランス本国の県数は96なので、ということは、フランス本国には、約88.5%の県に、この県域協会が置かれているということになる。ただし、それらの中には、30館以上の図書館と200人以上のボランティアが所属する大規模な協会もある一方、数館だけが所属する小規模な協会も存在する。それでも、同サイトには、この連合に所属する図書館の年間貸出総数は、約4百万冊にも及ぶことが記されている¹⁰⁾。

一方、文化・コミュニケーション省 (ministère de la Culture et de la

communication) が2009年に発表した統計によれば、2007年現在、フランスには市町村立図書館が総計4285館存在する。市町村立図書館による同年の年間貸出総数は、約1億8535万8千冊とのことである。また、海外県も含めた全ての県に県立貸出図書館が設置され、それらは、それぞれ県ごとに、多くのサービスポイントに分かれたネットワークから構成されている。このネットワークには、小中学校等、特定の利用者を対象としたものと、一般利用者を対象としたものがあるのだが、後者に属するサービスポイントは、資料費や開館時間、職員の資格、床面積等の判断基準に基づいて1級から5級までのいずれかに区分されている。そして、その数は、2005年の時点で全県合わせて1級から順に、981, 1471, 3406, 3725, 5414となっている。ただし、この統計に、県立貸出図書館による貸出数等は示されていない¹¹⁾。

2.2 第3ネットワークの図書館

1972年、国民教育省¹²⁾ (ministère de l'Éducation nationale) 図書館公読書局 (Direction des bibliothèques et de la lecture publique) のギャリグ (Alice Garrigoux) は、フランスの図書館をめぐる事情について、次のように指摘した。

公共図書館の発達が進みが遅く、それが民衆の要求によく応えるものとなっていない理由として、諸外国にもましてフランスには公共図書館以外の図書館網が存在していることがあげられる。これらの図書館網は、民衆教育、宗教思想、労働環境という三つの主要な極をめぐる創りあげられているものである¹³⁾。

ギャリグは、上記「宗教思想……という……極をめぐる創り」られた図書館網の代表として、「みんなの文化と図書館」を挙げてい

る¹⁴⁾。

その後、フランスでは、上記「公共図書館以外の図書館」が、第3ネットワークの図書館と呼ばれることになる。タベ（Claudie Tabet）によれば、この呼称は、1981年から1989年まで文化省（ministère de la Culture）図書読書局（Direction du livre et de la lecture）長を務めたガテニョ（Jean Gattégno）によって名付けられ、1989年に同局から刊行された小冊子『読書目的（Objectif lecture）』の中で使用されたのが始まりとのことである¹⁵⁾。

そして、図書館高等評議会（Conseil supérieur des bibliothèques）による1993年度、及び、1995年度の会長報告書でも、この呼称が使用されているのを見つける事ができる。フランスにおいて、第3ネットワークの図書館は、公立図書館がまだ存在しない地域やサービスが行き届かない領域で、いわば先駆者としての役割を果たしてきたのである¹⁶⁾。

もちろん、「みんなの文化と図書館」も、その中に含まれる。例えば、2002年にデュモン（Marc Dumont）も、ヴォークリューズ県（Vaucluse）における公読書の提供について述べる中で、同県でも人口1万人前後の小さな市町村には図書館という名に値するものが存在しないこと、そして、それらの地域における公読書は「みんなの文化と図書館」が支えていることを紹介している¹⁷⁾。あるいは、人口5000人以下の多くの市町村では、図書館の管理運営がアソシアシオンに委任されることも多く、「みんなの文化と図書館」は、その代表例とみなされている¹⁸⁾。

2.3 「みんなの文化と図書館」の特徴及び問題点

しかし、「みんなの文化と図書館」の活動を担っているのは、無償のボランティアであ

る。すなわち、8000人以上のボランティアが、年間250万時間に及ぶ活動を行っている¹⁹⁾。また、貸出も有料となっている。これらの事態を受け、1992年の『フランス図書館報』において、当時、文化省図書読書局に所属していた上掲タベは、「みんなの文化と図書館」に代表されるアソシアシオンの図書館の中には、有料貸出を実施しているものもあり、また、その活動は、主として、ボランティア活動と図書の寄贈に依存していると指摘した。タベによれば、それらのボランティアは、多くの場合、ほとんど養成教育を受けておらず、寄贈される図書にしても、必ずしも今日の読者による正当な要望に答えられるような質のものではないという²⁰⁾。

それから15年以上が経過した2008年の『フランス図書館報』でも、当時の編集長（rédacteur en chef）アリックスにより、同様の問題が指摘されている。すなわち、「みんなの文化と図書館」に関しては、専門職の司書がボランティアであることと、貸出が有料であることが、主として非難の対象となっているというのである。のみならず、アリックスも述べているように、「みんなの文化と図書館」に対しては、ボランティアや、女性のための読書といったイメージが付き物となっている。すなわち、「みんなの文化と図書館」は、元々は、女性のカトリック信者による奉仕活動の一環として開始されたものであり、未だに、そのイメージを引きずっているというわけである²¹⁾。

しかしながら、「みんなの文化と図書館」が脱宗教化を果たしたのは、今から約40年前、上掲タベの論考が発表された時点から数えても20年以上前のことである。また、「みんなの文化と図書館全国連合」の図書館で活動しているボランティアは、この連合による養成教育を受講し、同連合から資格を得なければ

ならないことになっている²²⁾。つまり、少なくともこの点に関して、「みんなの文化と図書館」は、タベによる批判に該当しないということになる。そして、この連合が発行する書評誌は、良質なものとして評価が高く、現在においても、公立図書館が選書を行う上で重要な参考資料として挙げられているのである²³⁾。

ただし、近年、フランスでは公立図書館の整備が急速に進められた。実際、1983年、1987年、1992年、そして2002年の市町村立図書館数は、順に、1106、1366、1614、3012館であったとの記録も残されている²⁴⁾。また、上述のように、2007年現在の館数は、4285となっている。ということは、フランスでは、市町村立図書館が、1983年から2002年までの19年間で、約2.7倍、また、2007年までの24年間で約3.9倍にも増加したということになる。

そのため、今日、第3ネットワークの図書館は、サービスの力点を、一般利用者から、病院等の施設に收容されている人や、何らかの障害を持つ人等へと移す傾向にあることも指摘されている。第3ネットワークの図書館は、あくまでも、先駆者としての役割に重点をおいているのである。「みんなの文化と図書館」もその例外ではない。実際、この連合に所属する図書館の2008年における年間貸出総数は、上述した公式ウェブサイト到现在示されている冊数より50万冊多い4百50万冊、その15年前には6百万冊、さらに、1992年の時点では6百50万冊であったとの記録も残されている²⁵⁾。

3 「みんなの図書館」創設の背景事情

本章では、「みんなの文化と図書館」の前身である「みんなの図書館」が創設されるにいたった背景事情を追跡する。そのため、ま

ずは、19世紀のフランスで民衆教育に関する取り組みが実施されていった様子について、主としてカトリックとの関係という観点から概観する。なお、後述するように、フランスで市町村立図書館が創設されたのも、19世紀のことである。

次いで、19世紀のフランスにおける図書館の状況を概観し、1862年より全ての公立小学校に学校図書館が設けられることとなったものの、公読書に関する取り組みは、むしろ、私的な協会によって展開されていくことになっていく様子について述べる。さらに、第3共和制期には、修道会を標的とした教育の世俗化政策が強力に押し進められ、加えて教育のみならず政治の分野でも、非宗教性 (laïcité) の原則が確立していく様子を確認する。

その上で、20世紀初頭にはフランス女性連盟 (Ligue des femmes françaises) 及びフランス愛国連盟 (Ligue patriotique des françaises) が相次いで結成され、それらの連盟が、カトリックの視点から健全な読書を推進していく様子を概観する。最後に、同時期に展開された、ベツレム神父 (l'abbé Louis Bethléem) による書評活動にも触れておく。

3.1 教育制度の確立と世俗化

フランスの市町村立図書館は、1803年1月28日、すなわち、革命歴第11年雨月8日付勅令 (décret impérial)²⁶⁾ に基づいて設置された²⁷⁾。第1共和政時代の末期、つまり、ナポレオン執政政府期のことである。1789年に始まったフランス革命時に、聖職者や貴族等から没収された蔵書は、革命歴2年には文献保管所 (dépôt littéraire) に預けられ、次いで革命歴4年には中央学校 (école centrale) に提出されたのであるが、この勅令により、それらをコミューンの管理下に置くことが決定されたのである²⁸⁾。

その後、第1帝政、復古王政、7月王政、第2共和政、第2帝政、そして第3共和制と、19世紀におけるフランスの政治体制は、めまぐるしく変化していった。この状況下、教育制度を確立するための政策が、次々と打ち出されていくことになる。ただし、それは、しばしば、教権主義と反教権主義の対立を伴ったものであった。

復古王政期にいたるまで、初等教育は、主として教会に委ねられていた。しかし、反教権的な7月王政期には、教育からカトリックの影響を取り除こうと、世俗の小学校の設立と、その教員養成が行われることになる。すなわち、7月革命を経て成立した7月王政期のフランスでは、後に首相を務めることになる公教育相ギゾー（François Guizot）の発案により、いわゆるギゾー法が制定された。1833年6月28日に成立したこの法律により、人口500人以上の全てのコミューンに公立の男子小学校を設置すること、そして、各県ごとに師範学校を設置することが義務づけられたのである²⁹⁾。

その後、2月革命を経て第2共和政が成立すると、その直後には、いわゆるカルノー法の法案が提出された。1848年6月30日、公教育相カルノー（Hippolyte Carnot）が、憲法制定議会に対し、初等教育の無償及び義務化を定めた法案を提出したのである。しかし、翌月、カルノーは公教育相の辞任に追い込まれ、初等教育の世俗化をめざしたカルノー法も、廃案となってしまうことになる³⁰⁾。

そして、次期公教育相ファルー（Alfred Falloux）の下、1850年3月15日には、いわゆるファルー法が制定された。ただし、同法の成立により、公教育におけるカトリックの権限は、大幅に回復されることになる。実際、同法では、初等教育における宗教教育が尊重され、また、修道院長よる教員免許状

を持つ修道者は、初等教育資格が免除されることも規定されている³¹⁾。

3.2 学校図書館と民衆図書館

前項で述べたように、19世紀のフランスでは、民衆教育に関する取り組みが次々と実施されていった。それらの中には、教育の世俗化をめざしたものがある一方、教育におけるカトリックの権限回復を狙ったものもある。だが、いずれにせよ、民衆の識字率は高まっていくこととなったのである。一方、当時のフランスでは、出版物の価格が低下し、それに伴って、民衆の好みに応じた商業主義的な出版物も増えていった。ただし、それらの出版物は、公権力当局やエリート層から指弾されることとなり、同時に、読書の効果、あるいは良い読書と悪い読書に関する議論が広がっていったのである³²⁾。

しかし、フランスの市町村立図書館は、元々は革命時の没収遺産を保管し管理するためのものであった。その最大の目的は、正当な文化を保存し継承することであり、民衆に読書を提供することではなかった。そして、この傾向は、少なくとも19世紀の間中、変わることがなかったのである。実際、1897年7月1日付行政命令（décret）により、市町村立図書館を格付けすることが決定され、この決定に伴って、指定図書館（bibliothèque classée）という考えが導入されている。つまり、革命時の没収遺産に由来する特に貴重な資料を所蔵している45館が指定され、古文書学校（école des Chartes）出身者や、官庁により司書としての能力が認められた者を雇うことが義務づけられたのである³³⁾。換言すれば、当時の市町村立図書館は、上記商業主義的な出版物に対抗すべく、健全な読書を提供するための機関にはなり得なかったということである。

この状況下、ルイ・ナポレオンのクーデターにより成立した第2帝政時代には、公教育相ルーラン (Gustave Rouland) の下、学校図書館が創設された。1862年6月1日付法令 (arrêté)³⁴⁾ により、全ての公立小学校に学校図書館が設けられることとなったのである。なお、この法令は、日本では「学校図書館法」と訳されていることもある³⁵⁾。学校図書館は、生徒のみならず地域の住民にも開放された。というのも、それらの図書館には、生徒に本を貸し出すだけでなく、地域住民の公読書を促進するという役割が課せられていたからである³⁶⁾。

だが、それらは、大抵の場合、本を並べた書棚が設置されたのみであった。1915年12月15日付法令では、できる限り、それらの書棚を専用の部屋に置くよう定められたものの、この時点においても、その管理は、教員が行うこととなっていた³⁷⁾。そして、当時のフランスでは、公読書に関する取り組みが、公権力のみならず、むしろ、私的な協会によって展開されていくことになったのである。

例えば、1862年には、民衆図書館の普及を目指して、上層中産階級を中心にフランクリン協会 (Société Franklin) が設立された。翌1863年には、マセ (Jean Macé) を中心に、オーラン県公共図書館協会 (Société des bibliothèques communales du Haut-Rhin) が発足した。そして、いずれの協会も、良い本のリストを提示する等、民衆を対象とした読書普及活動を行った³⁸⁾。なお、マセは、1866年11月15日に教育同盟 (Ligue de l'enseignement) の創設したことで知られている³⁹⁾。

ただし、この動きと並行して、カトリック教会やカトリック宗教団体も、カトリックの観点から「良い」と判断される書物や読書を普及するための活動を展開した。若者向けの

カトリック出版物が次々と出版され、あるいは、図書館がいくつも創設されて、ネットワークを形成していった。そして、これらの図書館が、「みんなの図書館」の起源となったのである⁴⁰⁾。しかし、その後、フランスは非宗教性の原則を確立する方向へと進んでいくことになり、公教育の分野でもこの原則の徹底がはかられていくことになる。

3.3 非宗教性原則の確立

1870年の普仏戦争により帝政が崩壊し、第3共和制の時代になると、教育の世俗化が未曾有の勢いで進められた。とりわけ、1879年にフェリー (Jules Ferry) が公教育相に就任すると、教育に関する法律が矢継ぎ早に制定されていくことになる。フェリーは、翌1880年に首相となり、その後、再び教育相を務めることになるのだが、その間及びその後にも、教育に関する法律がいくつも制定されている。例えば、1881年6月16日付法律では初等教育の無償化が定められ、翌1882年3月28日付法律では、教育の義務化と公教育の非宗教性原則が定められた。これら両法は、いずれも、フェリー法と通称されているものである。また、1886年10月30日には当時の公教育相の名前を冠したルネ・ゴブレ (René Goblet) 法が定められ、小学校教員の世俗化が定められた⁴¹⁾。

この流れの中、1901年7月1日には、ヴァルデック・ルソー (Pierre Waldeck-Rousseau) 政権の下、いわゆるアソシオン法が制定された。同法は、結社の自由を保障し宣言するものであると同時に、修道会を法的に囲い込むという目的を持っていた。実際、全3章からなるこの法律は、最後の1章が修道会を対象とするものとなっている。そして、同章には、許可を受けていない修道会は解散しなければならない旨まで規定され

ているのである。

翌1902年に成立したコンブ（Émile Combes）政権の下では、上記規定が厳格に実施されていった。加えて、1904年7月8日付法律では、修道会による教育が、法的に無効と定められた。この状況下、多くの修道会及び修道会系の学校が閉鎖に追い込まれることになる。すなわち、先述フェルー法制定以来認められていた教育におけるカトリックの権限は、事実上消滅することになったのである⁴²⁾。さらに、コンブに次ぐルーヴィエ（Maurice Rouvier）政権下では、1905年12月9日付でいわゆる政教分離法が成立した。同法により、1801年にナポレオン1世の下で締結された政教協約（concordat）に基づく制度が、完全に失効することになったのである。

以上のように、1880年代より、修道会を標的とした教育の世俗化政策が強力に押し進められ、さらに20世紀初頭には、教育のみならず政治の分野でも、脱宗教性の原則が確立された。そして、この原則は、第二次世界大戦中におけるヴィシー政権の時代を唯一の例外に、現在に至るまで、一貫してフランス共和国の国家原理となっていることについては、周知の通りであろう⁴³⁾。しかしながら、この時代には、カトリックにより、読書の健全化を目指す取り組みが精力的にすすめられた。そして、後述するように、「みんなの図書館」も、それらの活動を背景に創設されたのである。

3.4 フランス女性連盟及びフランス愛国連盟の結成

反教権的なアソシアシオン法に対し、カトリックの女性たちは、連盟を創設するという形で抵抗した。口火を切ったのは、レストラ（Jeanne Lestra）を中心とするリヨンの女

性カトリック集団である。アソシアシオン法制定に先立つ1901年6月14日、リヨンの旧貴族や中産階級に属する女性カトリック信者達が、同法に反対する60万の署名を添えた請願書を、ローヌ県（Rhône）の穏健派元老院議員グルジュ（Antonin Gourju）を通じて元老院に提出した。しかし、先述したように、同年7月1日付でアソシアシオン法が成立し、結果的に、この活動は不成功に終わってしまうことになる。

そこで、レストラは、エイミュー（Antonin Eymieu）神父と共に、女性を組織することを考えた。翌1902年春の国民議会選挙で「優れた候補者」を支援すべく、募金活動を行うためである。こうして、1901年9月、リヨンでフランス女性連盟が結成されることとなったのである⁴⁴⁾。

上記選挙後、フランス女性連盟のパリ委員会は、選挙活動を続けることを決定し、1902年7月にはパリでフランス愛国連盟が結成された。しかし、展開された政治活動は概して報われることがなかった。実際、当時は、コンブ政権の下、公教育におけるカトリックの権限が次々と剥奪されてゆき、続くルーヴィエ政権下の1905年には政教分離法が成立したことについても、前節で述べた通りである。そのため、両連盟は、その活動の重点を、次第に、政治活動から、精神的ないしは社会的なものへと移していくことになる。

例えば、フランス女性連盟は、「良い出版物」を配布し、信心深い出版物を広める等の活動を積極的に行った。また、フランス愛国連盟は、会員に対して、子供たちを公立の教育機関には行かせないよう説得し、同時に、カトリックによる教育の強化に努めた。アミアン市（Amiens）のように、そのために独自の学校が創設されることもあったという。世論形成が重視され、共和主義の日刊紙に対

抗すべく、『クロア (*La Croix*)』に代表されるカトリック系の新聞を広める活動も実施された。

しかし、『クロア』は堅苦しく、エリートにしか向かないと考えられることもあり、その場合には、『エコー (*L'Écho*)』や、より大衆向けの新聞を薦める活動が行われた。なお、『エコー』とは、1903年1月にフランス愛国連盟によって創設され、1933年よりカトリック活動フランス女性連盟 (*Ligue féminine d'action catholique française*) に引き継がれた雑誌である⁴⁵⁾。

しかしながら、当時は、連盟が「悪い新聞」と判断する『アセット通信 (*Messageries Hachette*)』の独占市場となっていた。そのため、その影響を制限しようと、連盟は新聞回読所を創設した。また、有益な読書を提供する必要があると考え、良書を回読するための施設が、パン屋や小間物屋等の商店にいくつも創設されていった。連盟は、彼らが考える「良い読書」による気晴らしによって労働者を教育しようと考えたのである⁴⁶⁾。

そして、これらの活動が、後述するように、「みんなの図書館」の創設へと繋がっていくことになるのである。ただし、「みんなの図書館」創設の問題について検討する前に、次節では、この当時のフランスで、カトリックの視点から健全な読書を推進しようとしていたもう1つの有名な活動についても触れておくことにする。

3.5 ベツレム神父による書評活動

1904年、ノール県 (Nord) リール (Lille) の司祭ベツレム神父により、『読むべき小説と禁じるべき小説 (*Romans à lire et romans à proscrire*)』が出版された。同書には、1800年以降の小説を対象とした書評が掲載されている。ただし、その書評では、文

学的ないしは審美的な考慮が一切なされず、カトリックという視点から、専ら道徳的に厳しい評価がなされている。しかし、同書は、12万部を越えて刊行されるほど好評を博し、カトリック界を越えて参照される手引書となったのである。

そこで、ベツレム神父は、1908年より、月刊の『小説時評 (*Romans-revue*)』を刊行することとした。さらに、1911年11月には、この仕事に専念するため、司祭の任務を解かれている。翌1912より、同誌には、『読書概説 (*Guide général de lectures*)』との副題が添えられているのだが、シャルティエ (Anne-Marie Chartier) らの調査によると、この月刊誌は1914年まで同誌名の下で刊行された後、1919年から1939年まで『読書時評 (*Revue des lectures*)』と誌名を変えて復刊したということである。なお、ベツレム神父は、1940年には永逝しているのだが、翌1941年7月から1947年3月にかけて刊行された『読書の手帖 (*Les Cahiers du livre*)』が、1947年4月にはかつての『読書時評』と合併した。そして、『本と読書 (*Livres et lectures*)』という誌名の下、1970年まで続いたということである⁴⁷⁾。

以上のように、20世紀の始めに、カトリックの視点から健全な読書を推進する活動を実施していたのは、フランス女性連盟とフランス愛国連盟だけにみられる特殊なものではなかった。民衆の識字率向上に伴って商業主義的な出版物が増加し、また、教育におけるカトリックの権限が次々と剥奪されていく中で、カトリック関係者により読書に対する様々な活動が試みられていた。そして、「みんなの図書館」は、それらの活動を背景に誕生したものである。ただし、次章で述べるように、「みんなの図書館」は、後に、宗教とは完全に切り離されていくことになる。

4 「みんなの図書館」：創設から連合結成まで

4.1 「みんなの図書館」の創設

1933年、フランス女性連盟とフランス愛国連盟は、ピウス11世（Pie XI）の強い要請により、カトリック活動フランス女性連盟の名の下で合併した⁴⁸。同連盟は、相互扶助、図書館、家族へのサービス等、司教区で特定の奉仕活動を行うための組織を創設し、それらを発展させていった⁴⁹。そして、それらの奉仕活動の中で、最も有名なものが、1933年⁵⁰より「みんなの図書館」と名付けられた図書館である⁵¹。

「みんなの図書館」は、「みんなの文化と図書館」の前身であり、前章で述べたような、フランス愛国連盟を中心とする「良書」普及活動を基盤とするものである。しかしながら、「みんなの図書館」は、1933年から1969年まで、カトリック活動フランス女性連盟とその後身である全女性カトリック活動（Action catholique générale féminine）の事務局長を務めたデュロスチュ（Mlle du Rostu）の主導により創設された。そして、「みんなの図書館」の創設により、小教区の図書館を始め、19世紀に設立された数々の図書館が統合され、教理教育に基づく説教じみた図書館の古めかしいネットワークが刷新されていったのである⁵²。

「みんなの図書館」創設の背後には、パリ・カトリック学院による協力があつたことも指摘されている。デュロスチュは、パリ・カトリック学院附設図書館員学校の創設にも協力し、同校では、1935年より図書館司書の技術教育や実践教育を実施して資格を出している。そして後述するように、カトリック活動フランス女性連盟では、「みんなの図書館」の運営にあたる司書の養成を行っているのだが、同時に、それらの司書に、パリ・カトリック学院でも養成教育を受けるよう奨励したので

ある⁵³。

ただし、「みんなの図書館」が本格的に活動を開始するきっかけとなったのは、1934年2月の『エコー』に掲載された、読書に関するアンケート調査の結果であったという。1932年より、読みたい本について尋ねるアンケート調査が実施されていたのだが、その結果が『エコー』に公表されたことで、女性読者の好みに関する多くの情報が明らかにされたのである。

このアンケート調査結果が公表されたことに触発され、カトリック活動フランス女性連盟は、始めにパリで、翌1935年にはマルセイユで、そして1936年にはリヨンで、司書の養成に着手した。加えて、1937年からは、その他の地域にも徐々に活動範囲を広げていき、1941年には通信教育による養成も開始した。それらの活動を通じて小教区の図書館が持つ宗教的なイメージを刷新しようと努め、同時に、県、小郡、小教区等あらゆる段階に図書館を創設していったのである⁵⁴。

一方、1936年6月に社会党党首ブルム（Léon Blum）を首班とする人民戦線内閣が成立すると、労働者の権利を擁護する政策が次々と実施されていった。例えば、同月には、1年間に12日間の有給休暇や週40時間労働を義務づけた法律が制定され、労働者の余暇時間が大きく増加した⁵⁵。そのため、読書の問題が、以前にも増して重視されるようになる。

しかしながら、フランスで公読書のための取り組みが本格的に開始されたのは、第2次世界大戦後のことである。実際、国民教育省が、全国民への公読書のための取り組みとして全ての県に県立貸出図書館の前身となる貸出中央図書館（bibliothèques centrales de prêt）を設置していくと決定したのは、1945年11月2日付行政法規（ordonnance）⁵⁶によってであった⁵⁷。この状況下、「みんなの図書

館」は、フランスにおいて、公読書に関する最も重要な私立のネットワークとなっていたのである⁵⁸⁾。

4.2 宗教活動からの独立

1955年10月、カトリック活動フランス女性連盟は、従来の呼び名に加えて、全女性カトリック活動という呼び名を採用すると決定した。というのも、「連盟 (ligue)」という言葉が闘争的であるとして、とりわけ若い女性に敬遠され、以前よりこの呼び名が用いられる傾向にあったからである。そして、1956年2月、全女性カトリック活動という呼び名が正式なものとして宣言された⁵⁹⁾。

この当時には、それまで比較的自律して活動していた相互扶助、家庭教育、そして図書館に代表される奉仕活動も、全女性カトリック活動による福音伝道の一環としての役割を果たすべきだと考えられるようになっていた。そのため、例えば「みんなの図書館」は、本を配るだけでなく、地域の文化センターとなることが求められた。司書も、読者を待つだけでなく、日常の関心事の中で人々と出会うため、住居まで本を届けるよう促された⁶⁰⁾。

その後、相互扶助や家庭教育等の奉仕活動は廃止されることになるのだが⁶¹⁾、「みんなの図書館」は、拠点を次々と増やしてゆき、その活動をますます拡げていった。身近なところに図書館を創設し、読書を、全ての人の手の届く範囲に置くための活動である。

しかしながら、1967年より、全女性カトリック活動では、「みんなの図書館」に、法律上の自律性を持たせるべきではないかと考えられるようになる。フランスで活動している組織が統合され、布教上ないしは財政上の危険を冒さない形で、文化を促進していくためである⁶²⁾。そして、読書を広める活動と宗教活

動とは両立しないことが認識され始めるのである。ただし、この認識の背後には、翌1968年の5月革命の影響があったことも指摘されている⁶³⁾。実際、1968年の5月革命は、フランスのカトリック界全体にも大きな影響をもたらし、その後のあり方を再考させる契機となっている⁶⁴⁾。さらに翌1969年には、全女性カトリック活動の初代事務局長デュロスチュが、その役割を辞している。

ともあれ、「みんなの図書館」を続けていくためには、熱心な勧誘をすることなしに、カトリックの反応を、文化一般の領域における人々の必要性に注がなければならないと考えられるようになる。すなわち、あらゆる社会階層に到達するため、「みんなの図書館」は、教会と一線を画する必要があるというわけである。

その結果、1971年には、初期の活動家に大きく惜しまれながらも宗教とは切り離され、カトリック活動からも独立することとなったのである。1971年3月3日、「みんなの文化と図書館全国連合」という名の下で、1901年のアソシアション法に基づくアソシアションが創設された。そして、この時点より、宗教活動はもちろん、政治活動からも完全に切り離されることとなったのである⁶⁵⁾。そして、その数年後⁶⁶⁾には、青年とスポーツ省より民衆教育機関として承認され。さらに、1999年3月30日付行政命令⁶⁷⁾により、公益法人として承認されたのである。

5 おわりに

フランスにおける共和制と宗教との間にみられた葛藤は、これまで、公教育制度の確立という側面からは頻りに論じられてきた。一方、この現象が、同国における公読書の側面から論じられることはあまりなかったように思われる。しかし、2003年にリール市立図書

館のアロ（Dominique Arot）が指摘したように、フランスでは、少なくとも中世までは全ての図書館が宗教的であったといっても過言ではない。そして、フランスでは、公共図書館という概念そのものが、旧体制下における貴族や宗教の図書館の破壊に根付いているという考え方が存在する⁶⁸⁾。すなわち、共和制と宗教との間の軋轢や葛藤は、公教育のみならず、公読書の確立という側面からも考察すべき現象なのである。

たしかに、フランスが公立図書館の設置によって公読書のための取り組みを本格的に開始したのは、第2次世界大戦後、換言すれば、いわゆる政教分離法が成立した40年後のことであった。そのため、この取り組みに際しては、公教育制度の確立においてみられたような形での宗教的な葛藤はみられなかった。しかしながら、フランスでは、公読書という文脈において、この種の葛藤が存在しなかったわけではないのである。

フランスにおける公読書の取り組みは、公権力よりも、むしろ私的な団体による活動が先行した。それらの活動は、公立図書館がまだ存在しない地域やサービスが行き届かない領域で、いわば先駆者としての役割を果たしてきた。中でも「みんなの文化と図書館」は、その代表的な存在として位置づけられ、現在においても活発な活動を続けている。ただし、「みんなの文化と図書館」の前身である「みんなの図書館」は、元々は女性のカトリック信者による奉仕活動の一環として開始されたものである。その活動は、教育の世俗化が強力に進められていく中で、カトリックの視点から読書の健全化を目指し、同時に、教育におけるカトリックの権限を回復するためのものでもあった。

しかしながら、「みんなの図書館」は、フランスの公読書に関する最も重要な私立のネッ

トワークとなってゆき、遂には、宗教的な活動とは、完全に切り離されることとなったのである。1976年、「みんなの図書館」の創設を主導したデュロスチュは、「みんなの図書館」が全女性カトリック活動から自律したことに関して、次のように語っている。

もし、この制度が、現代のフランスの文化に幅広く役立つとみなされることを望むのであれば、カトリック活動の奉仕として行うことはできなかった⁶⁹⁾。

すなわち、「みんなの文化と図書館」をめぐる歴史は、公読書という文脈における共和制と宗教との間の葛藤を体現しているのである。その歴史は、公立図書館との関係からだけではなく、むしろ、フランス革命期にまで遡る共和制と宗教との間で展開された歴史的過程の一局面として考察すべき問題なのである。

本稿では、「みんなの文化と図書館」について、その起源及び宗教と切り離された歴史的過程について、フランスにおける社会的、政治的、そして文化的状況をも視野に入れながら追跡した。今後は、この図書館が同国で果たしてきた役割について、第3ネットワークの図書館という視点からも考察を進めていくことにする。

注

- 1) Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association
- 2) Association des bibliothécaires français sous la direction de Raphaële Mouren et Dominique Peignet, *Le métier de bibliothécaire* (Paris, Cercle de la librairie, 2003) 454p., p.69-70, 79.
- 3) Yves Alix et Michel P. Schmitt, "Les mouvements associatifs et militants," Martine Poulain ed., *Histoire des bibliothèques françaises IV: Les bibliothèques au XXe siècle, 1914-1990* (Paris, Promodis-Éd. du Cercle de la librairie, 1992) 793p., p.316-331., p.317.

- 4) *ibid.*, p.316-331.
- 5) Frère Michel Albaric, o.p., "Les bibliothèques ecclésiastiques," Martine Poulain ed., *op. cit.* 3), p.388-391.
- 6) "Union nationale Culture et bibliothèques pour tous," (UNCBPT公式HP) <<http://www.uncbpt.com/>> [参照日: 2011.05.09.]
- 7) 日仏図書館学会編『フランスの公共図書館』日仏図書館学会, 1981, 116p., p.5-82.
- 8) N. Richter (油井澄子訳)「フランスにおける読書公開の歴史」『図書館界』Vol.31, No.4, 1979.11, p.283-294., p.294.
- 9) "CBPT en chiffres," (UNCBPT公式HP) <<http://www.uncbpt.com/Chiffres.html>> [参照日: 2011.05.09.]他
- 10) "Qu'est ce que le réseau C.B.P.T et comment fonctionne t'il?," (Le reportage, UNCBPT公式HP) <<http://www.uncbpt.com/reportages/r1.html>> [参照日: 2011.05.09.]他
- 11) Département des études, de la prospective et des statistiques, ministère de la Culture et de la communication, *Chiffres clés 2009: statistiques de la culture* (Paris, La Documentation Française, 2009) 239p., p.66, 67, 69.
- 12) 日仏図書館学会編, 前掲7), p.7.
 なお, 同書では, 文部省と訳出されているのだが, 本論では, 現在の通例に従い, 国民教育省という訳語を用いた。
- 13) 日仏図書館学会編, 前掲7), p.37.
- 14) 同上
- 15) Claudie Tabet, *La bibliothèque «hors les murs»* (Paris, Cercle de la librairie, 2004) 317p., p.5., 35.
- 16) Le président du Conseil supérieur des bibliothèques (Michel Melot), *Rapport du président pour l'année 1993* (Paris, Association du Conseil supérieur des bibliothèques, 1994) 127p; Le président du Conseil supérieur des bibliothèques (Michel Melot), *Rapport du président pour l'année 1995* (Paris, Association du Conseil supérieur des bibliothèques, 1996) 126p.
- 17) Marc Dumont, *Bibliothèques et intercommunalité: vers une restructuration de l'offre de lecture publique en Vaucluse?* (Mémoire DCB) (Villeurbanne, ENSSIB, 2002) 87p., 36p (annexes)., p.15.
- 18) Association des bibliothécaires français, *op. cit.* 2), p.82-83.
- 19) "CBPT en chiffres," *op. cit.* 9)
- 20) Claudie Tabet, "Les bibliothèques d'un autre type: le tiers réseau," *Bulletin des Bibliothèques de France*, Vol.37, No.4, 1992, p.35-45., p.35.
- 21) Yves Alix, "Du «tiers réseau» au «hors les murs»," *Bulletin des Bibliothèques de France*, Vol.53, No.5, 2008, p.4-6., p.6.
- 22) "La formation de bibliothécaire à CBPT," (UNCBPT公式HP) <<http://www.uncbpt.com/Formation.html>> [参照日: 2011.05.09.]他
- 23) Yves Alix, *op. cit.* 21), p.6; Association des bibliothécaires français, *op. cit.* 2), p.196.
- 24) Hélène Caroux, *Architecture & lecture: les bibliothèques municipales en France 1945-2002* (Paris, Picard, 2008) 304p., p.199.
- 25) Yves Alix, *op. cit.* 21), p.5-6; Yves Alix et Michel P. Schmitt, *op. cit.* 3), p.323.
- 26) Décret impérial du 8 pluviôse an XI
- 27) Olivier Tacheau, "Bibliothèques municipales et genèse des politiques culturelles au XIXe siècle: Dijon et Besançon entre 1816 et 1914," *Bulletin des Bibliothèques de France*, Vol.40 No.4, 1995, p.44-51., p.44.
- 28) Anne-Marie Bertrand, *Les bibliothèques* (Paris, Éditions la Découverte, 1998) 124p., p.18-20.
- 29) Maria Vasconcellos, *Le système éducatif 3e éd.* (Paris, la Découverte, 2001) 123p., p.9, 107-108.
- 30) Claude Lelièvre, *Histoire des institutions scolaires (1789-1989)* (Paris, Nathan, 1990) 238p., p.61-66, 85-87.
- 31) Vincent Troger, *Une histoire de l'éducation et de la formation* (Auxerre, Sciences humaines éditions, 2006) 272p., p.57-60.
- 32) Association des bibliothécaires français, *op. cit.* 2), p.28.
- 33) Louis Yvert, "Sur les catégories de bibliothèques municipales: petite histoire d'une réglementation confuses," *Bulletin des Bibliothèques de France*, Vol.37, No.5, 1992,

- p.54-71., p.55-56.
- 34) Arrêté du 1er juin 1862 du ministre de l'Instruction publique et des Cultes relatif à l'organisation de bibliothèques scolaires dans les écoles primaires publiques et au choix des livres de classes précise
- 35) 赤星隆子『フランス近代図書館の成立』理想社, 2002, 245p., p.201.
- 36) Anne-Marie Moulis, *Les bibliothèques* (Toulouse, Éditions Milan, 1996) 63p., p.30-31.
- 37) Françoise Lagarde, "La bibliothèque d'école: de l'armoire bibliothèque à la BCD," *Bulletin des Bibliothèques de France*, Vol.49, No.1, 2004, p.22-25., p.23.
- 38) Denis Pallier, *Les bibliothèques 11e éd.* (Paris, Presses universitaires de France, 2006) 127p., p.51.
- 39) "Histoire de la Ligue," (Ligue de l'enseignement 公式 HP) <<http://www.laligue.org/qui-sommes-nous/#child-146>> [参照日: 2011.05.09]
- 40) Association des bibliothécaires français, *op. cit.* 2), p.28.
- 41) Claude Lelièvre, *op. cit.* 30), p.93.
- 42) Jean-Michel Ducomte, *La loi de 1905: quand l'État se séparait des Églises* (Toulouse, Milan, 2005) 63p., p.18-21.
- 43) Vincent Troger & Jean-Claude Ruano-Borbalan, *Histoire du système éducatif* (Paris, Presses universitaires de France, 2005) 126p., p.18-21.
- 44) Bruno Dumons, "Mobilisation politique et ligues féminines dans la France catholique du début du siècle: la Ligue des femmes françaises et la Ligue patriotique des françaises (1901-1914)," *Vingtième Siècle. Revue d'histoire*, Vol.73, janvier-mars 2002, p.39-50., p.46.
- 45) Gérard Dittgen, *De la ligue à l'ACGF: histoire d'un mouvement de femmes tome 1, de 1901 à 1945* (Paris, Action catholique générale des femmes, 1989) 174p., p.169.
- 46) Anne-Marie Sohn, "Les femmes catholiques et la vie publique: l'exemple de la Ligue patriotique des Françaises," *Stratégies de femmes* (Paris, Tierce, 1984) 509p., p. 100-102.
- 47) Anne-Marie Chartier et Jean Hébrard, *Discours sur la lecture 1880-2000* (Paris, Bpi-Centre Pompidou/Fayard, 2000) 762p., p.53-70.
- 48) Bruno Dumons, *op. cit.* 44), p.48-49.
- 49) Gérard Dittgen, tome 1, *op. cit.* 45), p.162.
- 50) 「みんなの図書館」の創設年について、「みんなの文化と図書館全国連合」の公式ウェブサイト、及び文化省図書読書局のタベは1934年と記している。一方、アリックスらは1936年としている。
"Que faisons-nous?," (UNCBPT 公式 HP) <<http://www.uncbpt.com/Asso.html>> [参照日: 2011.05.09.]; Claudie Tabet, *op. cit.* 20), p.44; Yves Alix et Michel P. Schmitt, *op. cit.* 3), p.322.
- 51) Gérard Dittgen, tome 1, *op. cit.* 45), p.99.
- 52) Yves Alix et Michel P. Schmitt, *op. cit.* 3), p.322.
- 53) Gérard Dittgen, tome 1, *op. cit.* 45), p.168-169, 171.
- 54) *ibid.*, p.99-100.
- 55) Gérard Labrune & Philippe Toutain, *L'histoire de France* (Paris, Nathan, 2007) 159p., p.106-107.
- 56) Ordonnance n° 45-2678 du 2 novembre 1945 créant une bibliothèque centrale de prêt dans certains départements
- 57) 薬師院はるみ「フランスの図書館をめぐる立法措置」『情報の科学と技術』Vol.59, No.12, 2009.12, p.585-590., p.587.
- 58) Gérard Dittgen, tome 1, *op. cit.* 45), p.101.
- 59) Gérard Dittgen, *De la ligue à l'ACGF: histoire d'un mouvement de femmes tome 2, de 1945 à 1990* (Paris, Action catholique générale des femmes, 1990) 254p., p.85-86.
ただし、2008年に全女性カトリック活動は、女性カトリック活動 (Action catholique des femmes) と名称変更されている。
"Quelques dates dans l'histoire de l'Action catholique des femmes," (Action catholique des femmes 公式HP) <<http://www.actioncatholiquedesfemmes.org/files/QuelquesDates.pdf>> [参照日: 2011.05.09.]
- 60) Gérard Dittgen, tome 2, *op. cit.* 59), p.83.
- 61) *ibid.*, p.183-184, 193, 250.他
- 62) *ibid.*, p.182.
- 63) Claudie Tabet, *op. cit.* 20), p.44.

- 64) Hervé Serry, "Église catholique, autorité ecclésiale et politique dans les années 1960," sous la direction de Dominique Damamme et al., *Mai-juin 68* (Ivry-sur-Seine, les Éd. de l'Atelier, 2008) 445p., p.47-61.
- 65) Yves Alix et Michel P. Schmitt, *op. cit.* 3), p.322.
- 66) 青年とスポーツ省から承認を受けた年について、「みんなの文化と図書館全国連合」の公式ウェブサイト、及び文化省図書読書局のタベは1973年と記しているのだが、1984年から1990年まで全女性カトリック活動の全国司祭を務めたディットジャン (Gérard Dittgen) は、1977年3月28日と明記している。
- "Que faisons-nous?," *op. cit.* 50); Claudie Tabet, *op. cit.* 20), p.44; Gérard Dittgen, *tome 2, op. cit.* 59), p.183.
- 67) Décret du 30 mars 1999 portant reconnaissance d'une association comme établissement d'utilité publique
- 68) Dominique Arot, "Les bibliothèques publiques et le fait religieux: pour une laïcité ouverte," *Bulletin des Bibliothèques de France*, Vol.48, No.6, 2003, p.20-24., p.20-21.
- 69) Gérard Dittgen, *tome 2, op. cit.* 59), p.183.